2016年度　IBA会社法判例研究会『この判決に異議あり』

会社法は会社の組織・運営・管理を定めた法律です。条文を勉強するだけでなく、なぜ、判例の研究が必要なのでしょうか?
例えば、下記判例Ⅰで問題となる会社法 785 条 1 項の「公正な価格」が当事者間（株主と会社）で協議が調わないときは裁判所が判断します。本判例は非上場会社についての初めての最高裁判断です。
下記判例Ⅱは、法令違反なのに有効という判断をした判決です。条文上には一切出てこない「取引の安全」という曲者が原因です。効力を左右する「取引の安全」は判例を通して考える必要があります。
下記判例Ⅲは、有価証券報告書虚偽記載による株価下落の損害額の算出方法は?過去の西武鉄道事件・ライブドア事件はどうだったのか?判例研究なしで損害額は検討できません。
下記判例Ⅳでは、判例によって確立し条文化された内部統制構築義務に忍び寄る、同じく判例上議論されてきた経営判断の原則（ドイツ会社法では条文あり）と信頼の権利。果たして今後の行方は?

Ⅰ 非上場会社は吸収合併に反対する株主の株をいくらで買えと裁判所で言われるのか。

最決 平成27年3月26日

会社法 785 条「公正な価格」は、80 円？　それとも、106 円？

合併反対！ 9.6% 少数派：Y 社の株なんて要らない。「公正な価格」で買い取って！

原審	収益還元法＋非流動性ディスカウント（鑑定人（公認会計士））	…… 1 株 80円！
最高裁	収益還元法＋~~非流動性ディスカウント~~	…… 1 株 106 円！

結論賛成、理由疑問　異議あり

□「一定の評価手法を合理的であるとして、当該評価手法により株式の価格の算定を行うこととした場合において、その評価手法の内容、性格等からして、考慮することが相当でないと認められる要素を考慮して価格を決定することは許されないというべきである。」
□「吸収合併等に反対する株主に公正な価格での株式買取請求権が付与された趣旨が、吸収合併等という会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為を株主総会の多数決による可能とする反面、それに反対する株主に会社からの退出の機会を与えるとともに、退出を選択した株主には企業価値を適切に分配するものであることをも念頭に置くと」
□「収益還元法は、当該会社において将来期待される純利益を一定の資本還元率で還元することにより株式の現在の価格を算定するものであって、同評価手法には、類似会社比準法等とは異なり、市場における取引価格との比較という要素は含まれていない。」

1 「公正な価格」とは、独立当事者間価格とは異なるの?
2　合併という場面で少数派故に会社からの退出が認められないとどうなるの?
3 「公正なる価格」とは株価評価手法の選択の問題なの?

Ⅱ 名目的取締役に取締役会の招集通知を欠いた場合、手形の振出行為は有効なのか?

最判 昭和44年12月2日

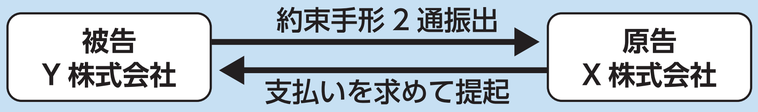

【事件の概要】
□X社（原告）は、Y社（被告）に手形金の支払請求をしたら、「ある取締役に招集通知が出していなかったから取締役会決議が無効となり、取締役会の承認を得られていないから、その手形振出行為が無効となり、手形金の支払いは出来ない」とY社に言われた。このY社の主張に対し、納得できないX社は、Y社に対して手形金の支払い請求を提起した。

棄却理由：会社法368条1項の取締役会招集手続違反に値する

X社の上告理由：Y社が招集通知を欠いた取締役は、名目的取締役であって、取締役会に出席した事もない。その名目的取締役が取締役会に出席したところで、決議の結果に影響を及ぼさないのでは?

論点　招集通知（会社法368条1項）を欠く取締役会決議の効力

【裁判所の判断とその理由】
破棄差戻（Xの請求容認→Y社はX社に手形金を支払え）＝X社を保護している　異議あり

□名目的であっても通知を発することを要しない合理的根拠はない。
□一部の取締役に招集通知がなかった場合には、その取締役会決議は無効であるが、例外として、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、決議は有効と考える。　異議あり
□本件で招集通知がなされなかった取締役は、いわば名目的取締役であるので、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情がある場合にあたるので、本件取締役会決議は有効である。

【異議ありの理由】
□名目的取締役が出席してもなお決議の結果に影響なしと認めるべき場合は決議有効とするならば、全取締役（もちろん名目的取締役も含む）が出席しその議論を通じて決定するという会議体としての取締役会の趣旨（会社法 362 条 1 項）が没却されてしまう。
□たとえ X 社の保護に欠けたとしても、法令（会社法 368 条 1 項）を遵守すべきである。
□よって、名目的取締役に取締役会の招集通知を欠いた場合、手形の振出行為は無効となり、Y社は X 社に手形金を支払う必要はない。

Ⅲ 有価証券報告書虚偽記載による株価下落の損害賠償責任はどこまでか?

大阪地判 平成27年7月21日

【事実】
□Y 社（オリンパス株式会社）は、有価証券報告書等に 10 年以上の間連結純資産を過大に記載しており、新しく就任した英国人代表取締役兼社長 A は疑念を抱いて調査したことから解職された。A の解職が公表された日以降、Y 社の株式は急落した。Y 社は当初は疑惑を否定する態度をとっていたが、損失計上の先送りが行われていたこと等を公表し、訂正報告書を提出さらに、第三者委員会作成の調査報告を発表し、損失額を明らかにした。Y 社株式を取得し、本件発表後にこれを売却した原告 X らは Y 社に対し損害賠償を請求した。

【裁判所の判断】
□Y社は株主に対し民法 709 条の不法行為責任を負う。損害賠償額には「嵩上げ額」＋「リスク部分」を含む。また虚偽記載と因果関係がある株価下落の始期は虚偽記載の公表前であってもY社の代表取締役の解職が報道された日（10 月 14 日）の前日の株価の 2,482 円を基準として、株主が株式を売却した日までと認められる。価額下落リスク部分として 2 割控除
□損害額とは
＝支出した金銭等の額 (a)－虚偽記載がなかった場合の取得時点での当該株式の価値（b）
（b）とは＝「嵩上げ額」＋「リスク部分」
「嵩上げ額」とは＝虚偽記載によって取得時点で嵩上げされた株式の価値
「リスク部分」とは＝虚偽記載を有する株式を取得した将来の価額下落リスクの取得時点での評価額

【私見・検討】
判旨に疑問　「そこまで賠償するべきか疑問」　異議あり

□賠償されるべき損害に「嵩上げ額」以外に「リスク部分」を認めるのは疑問が残る。これは「虚偽記載が存在することを前提」として、それに起因する株価下落リスク（ 信用毀損やろうばい売り等によるもの ）が株式取得対価に反映されていなかったことによる「高値取得額」を損害と捉えるものである。
□A 解職から本件発表までの Y 株価下落につき、株価下落と本件虚偽記載の間に相当因果関係を認めて賠償の範囲と判示しているが、A の解職以後、様々な憶測が市場で流布していたというのに、それによってもたらされた株価下落の全部について本件虚偽記載と相当因果関係ありと評価してよいか疑問である。虚偽記載と因果関係のある株価下落の始期は、Y社による緊急記者会見の日（11 月 8 日）が妥当であり前日の株価 1,034 円を基準と考える。

Ⅳ JR東日本が運営する水力発電所（信濃川発電所）の許可を再取得するために、関連する地方自治体に57億円を支払ったことについて、株主が取締役等の責任を追及した株主代表訴訟事件

東京地判 平成27年4月23日

【事件の概要】
河川法に基づく信濃川発電所の水利利用規制

□発電所の最大取水量（上限）
□信濃川の維持流量（下限）
発電所の職員はコンピュータを改竄し、水利利用規制に違反のない表示・記録がなされる設定を実施した。その結果、水利利用許可が取り消されたが、許可再取得のため、会社は関連する地方自治体に57億円の寄附を実施し、許可を再取得した。

【訴え】
JR東日本の株主は、JR東日本に対して・・・
□水利利用許可が取り消されたことは会社に対する「任務懈怠」に該当する（会社法330条・民法644条・355条・423条1項）。
□57億円を支払ったことは会社に対する損害を与えたこととなるとして、株主代表訴訟を提起した。

【論点】
水利利用規約に反する取水行為を防止し是正するための仕組み（内部統制構築義務362条4項6号・5項）を取締役がその責任において適切に整備し運用していたか。
□会社法330条：会社とは委任の関係（民法644条規定の善良なる管理者としての注意義務）
□会社法355条：忠実義務（法令・定款・取締役会の決議を遵守し会社のために忠実に職務を行う）
□会社法423条：会社に対する責任（その任務を怠ったときは会社に対してその損害を賠償責する任を負う）

【裁判所の結論とその理由】
□内部規定、法令等の遵守義務、懲戒規定、業務報告プロセス等
□コンプライアンス担当部署を設置
□ダム管理主任技術者の設置、資格者の養成・配置
通常想定される範囲の違法取水を防止する程度の管理体制はあった。

⇒任務懈怠該当なし。　異議あり

【私見・検討】
裁判所の結論に反対。　異議あり

□内部統制の整備について、経営判断の原則を積極的に採用すべきでない。
⇒訴訟の場面において、会社が採用した内部統制のデザインを精緻に検証すべきであり、形式面の整備をもって管理体制があったとする裁判所の判断は不適切である。
□内部統制の運用について、従業員からの報告を信頼することは、取締役の権利と理解する「信頼の権利」を認めている。
⇒安易に認めるべきではない。取締役会でどのような検討がなされているかについて、裁判所は検討を欠いている。取締役が相互牽制を発揮していたかが、任務懈怠の判断基準になるべきであるが、裁判所はそういった検討を欠いている。当社取締役・監査役は牽制機能を発揮しておらず任務懈怠が認定されるべき。

2016年度IBA会社法判例研究会報告メンバー

第 1 回	松井淑子	（AS4 期生）	報告　最決平成 27 年 3 月 26 日【上記Ⅰ】
	岡本智英子	（指導教員）	報告　東京高判平成 25 年 7 月 19 日
第 2 回	田中敏生	（AS12 期生）	報告　最判昭和 44 年 12 月 2 日【上記Ⅱ】
第 3 回	山本晶子	（AS4 期生）	報告　大阪地判平成 27 年 7 月 21 日【上記Ⅲ】
	岡本智英子	（指導教員）	報告　「公正な会計慣行」
第 4 回	市村隆行	（AS 1 期生）	報告　「スタートアップから IPO に向けた会社での公認会計士の役割」
	房内亮介	（AS1 期生）	報告　東京地判平成 27 年 4 月 23 日【上記Ⅳ】

2016年度IBA会社法判例研究会メンバー

房内亮介（AS1 期生）、市村隆行（同 1 期生）、上原久和（同 1 期生）、松井淑子（同4期生）、山本晶子（同 4 期生）、金子沙緒里（同 7 期生）、山口慶晃（同 9 期生）、有本昌虎（同 9 期生）、森本真理（同 10 期生）、田中敏生（同 12 期生）、小松久人（科目等履修生）、岡本智英子（指導教員）

山口さん、2013 年度から研究会運営・ポスター作成をありがとうございました。

関西学院大学業務支援センターの花房様、曽我部様、須貝様、小西様、2016年度ポスター作成サポートをありがとうございました。